

令和8年1月21日

## 文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 小倉 尚裕

副委員長 澁谷 洋子

1 開催日時 令和8年1月21日（水曜日）午前9時58分～午前11時18分

2 開催場所 第1委員会室

### 3 報告事項

- (1) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務)
- (2) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）改修工事)
- (3) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業)
- (4) 青森市営共同牧野及び青森市八甲田憩いの牧場の管理体制について
- (5) 令和7年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果について
- (6) 青森市立夜間中学の校名募集について
- (7) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市立造道小学校校舎改築工事及び青森市立西中学校屋外教育環境整備工事)
- (8) 第2回棟方志功記念館建物利活用意見聴取会議について
- (9) 不登校等特認校の拡充について

### ○出席委員

|      |      |    |       |
|------|------|----|-------|
| 委員長  | 小倉尚裕 | 委員 | 柿崎孝治  |
| 副委員長 | 澁谷洋子 | 委員 | 村川みどり |
| 委員   | 相馬純子 | 委員 | 藤田誠   |
| 委員   | 工藤夕介 | 委員 | 木下靖   |

### ○欠席委員

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

教 育 長 工 藤 裕 司  
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦  
経 済 部 長 横 内 信 満  
経 済 部 理 事 工 藤 拓 実  
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人  
教育委員会事務局教育部長 武 井 秀 雄  
教育委員会事務局理事 泉 宏 明  
農業委員会事務局長 船 橋 正 明  
市 民 部 次 長 木 村 久美子

経 済 部 次 長 横 山 明 典  
農 林 水 産 部 次 長 坂 本 康 人  
教育委員会事務局教育次長 角 田 毅  
経 済 政 策 課 長 千 葉 皆 工  
教育委員会事務局総務課長 小 山 和 紀  
生活安心課長 小山内 政 広  
道路建設課主幹 池 野 泰 史  
関 係 課 長 等

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 花 田 昌

議事調査課主事 杉 浦 晃 平

○小倉尚裕委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務）」について報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民部から変更契約の締結及び専決処分の予定について御説明いたします。

青森市斎場建替事業につきましては、令和5年第4回青森市議会定例会におきまして、青森市斎場整備運営等事業施設整備業務に係る契約の締結として御議決をいただきまして事業を進めておりますが、契約金額の変更が必要な事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により変更契約を締結しようとするものであります。

配付資料を御覧ください。

まず、本案件の内容につきましては、「1 業務名称」はじめ、以下のとおりとなっております。

次に、「2 変更内容」につきまして、1つには、物価変動に基づく工事費の増額であります。契約締結以降、建設工事の各細目に係る労務費や建築資材などの物価は上昇を続けておりまして、契約相手方の事業者から、契約書に規定する全体スライドを適用したサービス購入料改定の請求がありまして、協議の結果、契約締結時から請求のあった令和7年5月までの物価変動による影響分について、増額変更を行おうとするものであります。2つには、リスク分担に基づく工事費の増額であります。当該事業地の地盤状況が、市の地質調査の情報よりも、くい工事により増強する必要があったこと、それから園庭や以前の駐車場の解体工事では、市で把握していた情報では予測できなかった量のコンクリート殻などが地中から確認されまして、支障となる地中埋設物の撤去を行う必要があったこと、また、園庭にありましたあずまやの屋根スレートにアスベストが含まれていたため、適正に解体及び処理を行う必要があったこと。これらの費用については、契約に係る入札説明書別紙2の「リスク分担」「官民のリスク分担」に基づき、市が負担すべきものとして増額変更を行おうとするものであります。

次に、「3 契約金額」につきましては、当初の契約金額28億280万円に対し、変更後の契約金額が29億7766万1782円となり、増額分は1億7486万1782円、率にして約6.24%の増額となるものであります。

なお、変更契約に伴う増額分につきましては、令和7年第4回市議会定例会において補正予算の御議決をいただいたところです。

また、変更契約につきましては、市長において専決処分する事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものとなりますことから、「4 変更契約予定」のとおり、令和8年2月中に専決処分により手続を進める予定としております。

以上です。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告について御質疑・御意見等ありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** 変更内容①なんだけれども、契約締結時から令和7年5月までの物価変動の分だということであれば、6月以降の物価変動は今後増額変更もあり得るということでしょうか。

**○小倉尚裕委員長** 市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** 情勢の変化が今後どのように推移していくかというところもあります。物価が上昇する、またはその逆になる、そういった要因がありまして、業者のほうから請求等ありますれば、そこをまた協議していくということは想定される場所です。

以上です。

[村川みどり委員「はい、分かりました」と呼ぶ]

**○小倉尚裕委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 今のでちょっと。契約金額の見直し、専決処分だよ。工事額の何パーセントと決まっています、当初の工事金額から最後の工事金額、見直し、見直し、見直しと3%以内なら以内で、都度都度やっていけば、それは法律的にはオーケーということですか。

**○小倉尚裕委員長** 市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** お答えします。業者から請求もしくは市のほうから申入れがあって、協議が調って契約変更となれば、その時点での契約が10%を超えないかどうか……

[藤田誠委員「10%か」と呼ぶ]

**○佐藤秀彦市民部長** そういうところで判断していくことになります。

**○小倉尚裕委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 総務部の話なんだろうけれども、総額で当初の予定された金額と最終的な金額、10%超えていても、1回1回、こうやって補正予算で見直した10%以内であればオーケーだという理解でよろしいでしょうか、専決で済ませるのは。これ、総務の案件だと思うので、分からなければ結構です。

**○小倉尚裕委員長** 市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** 最終的な金額というのは、その都度その都度の契約金額が随時変更されていて、最終的に見るとどうだったかという比較にはなると思うんですが、それはまた情勢の変更が重なっていった最終的に10%を超えるということですので、あくまでその時点時点での契約変更というのは、地方自治法の規定にのっとると、契約金額の10%を超えるか超えないか。そこで判断をその都度していくということになります。

**○小倉尚裕委員長** 藤田委員。

○藤田誠委員 はい、分かりました。その他で、この工事金額の総額の中に解体費用というのは——当然ながら、当初予算で盛っている中に解体費用も予定されていると思うんだけど、斎場の解体費用はどれぐらい予算を見積もっていましたか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 担当課から回答いたします。

○小倉尚裕委員長 生活安心課長。

○小山内政広生活安心課長 担当の市民部生活安心課であります。すみません。ちょっと詳細……全体の当初の契約金額の中の解体工事分という御質疑でよろしかったでしょうか。

〔藤田誠委員「はい」と呼ぶ〕

○小山内政広生活安心課長 当初の解体工事費、令和6年度から令和8年度までの分で1億4673万5776円ということになります。今回、物価変動等の増額後が1億5020万1951円なので、増額分が346万6175円ということになります。

以上です。

〔藤田誠委員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）改修工事）」について報告を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和7年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事につきまして、契約金額の変更が必要となる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により、それぞれ変更契約を締結しようとするものであります。

まず、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事について御説明いたします。

資料の1をお願いいたします。

「2 変更内容」についてであります。令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、このたび、契約相手方から

請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

また、このほか、既存の受水槽に漏水が確認されましたが、交換部品がなく、修繕が不可能であるということから、新たな受水槽の設置が必要となったことに加え、スタンドの防水下地のモルタルについて、一部に剥離のおそれがあることが判明したため、防水性能を確保するためのモルタル剥離対策工事が必要となったところであります。

このことは、青森市工事請負契約標準約款第 18 条第 1 項第 5 号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第 5 項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 契約金額」につきましては、当初金額 4 億 2350 万円に対して、変更後金額が 4 億 4987 万 300 円となり、増額分は 2637 万 300 円、率にして 6.23%の増額となるものであります。

次に、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事について御説明いたします。

資料 2 をお願いいたします。

「2 変更内容」につきましては、本工事は、先ほどのスタンド改修工事と同様に旧労務単価を適用した対象工事ではありますが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 契約金額」につきましては、当初金額 2 億 2220 万円に対しまして、変更後金額が 2 億 2456 万 8300 円となり、増額分は 236 万 8300 円、率にしまして 1.07%の増額となるものであります。

最後に、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事について御説明いたします。

資料 3 をお願いいたします

「2 変更内容」につきましては、高圧気中開閉器及び避雷器の接地抵抗の不良が確認されたため、これらの改修工事が必要となったこと、さらに、キュービクル——変電設備からスコアボードまでの電線ケーブルについて、電圧降下が許容範囲を超えることが確認されたため、ケーブルサイズを 100 平方ミリメートルから 150 平方ミリメートルへの変更が必要となったところであります。

これらの事実は、青森市工事請負契約標準約款第 18 条第 1 項第 5 号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第 5 項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 契約金額」につきましては、当初金額 2 億 1542 万 4000 円に対して、変更後金額が 2 億 1732 万 1500 円となり、増額分は 189 万 7500 円、率にしまして 0.88%の増額となるものであります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、これら3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますので、市長の専決処分により手続を進める予定としております。

また、これらの3件につきましては、契約事務を所管する総務部におきましても、本日開催の総務企画常任委員協議会で報告することとしております。

説明は以上であります。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** スタンドの改修のことなんですけれども、先ほどの斎場の地下に何か埋まっていたとか、そもそも分からなかった部分の契約変更だったら仕方ないかなというふうに思うんですけれども、今回の場合、例えば受水槽だとかも分かるべきことだし、防水下地のモルタルの剥離だって積算する時点で分かるべきものだったはずなのに、何で今になって出てきたのかなというのがそもそも不思議なんですけれども、その辺は市としてどう捉えていますか。

**○小倉尚裕委員長** 経済部理事。

**○工藤拓実経済部理事** 受水槽につきましては、当初、冬に水道管の凍結を防止するために例年水抜きをしまして、着工後に散水等に水を使用する際に業者が水抜き栓を開けて受水槽に水を貯めようとしたところ、受水槽の至るところで漏水が確認されたということで、今回のスタンド工事に併せて、業種も同じ業者がやっているということもあわせて、契約変更の協議があったことを受けて、それについて対応したものであります。

モルタル工事につきましては、当初は、剥離、ひび割れが確認されたというところが漏水——雨漏りの原因ということで、モルタルの工事に先立ってモルタルの打診——たたく検査をしたんですけれども、その結果、塗るだけじゃなくて剥離——取れてしまうおそれが数箇所あることが判明したということであります。このまま補修せず防水改修した場合であっても、下地のモルタルそのものが動く可能性があるということで、そのままやっては雨漏りが解消されないことになるおそれがあるということでありましたので、こちらも協議があったことに対して対応していくということで、今回の変更契約に至ったものであります。

**○小倉尚裕委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ちゃんと調査して積算していれば出てこないものなんじゃないかなというふうに思うんですけれども、市としては仕方ないかなという受け止めですか。

**○小倉尚裕委員長** 経済部理事。

**○工藤拓実経済部理事** 市としても設計年度に可能な限りのそういう調査をした

ところなんですけれども、今回の変更に至るまでの原因については把握できていなかったということで、やむを得ないものだという認識です。

〔村川みどり委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 ほかに質疑等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 スコアボードの改修の件です。サーキットブレーカー及び避雷針が悪くなるのは、時が来ればそうだけれども、変電設備からスコアボードまでのケーブルについて、近年は、LEDを使ったり、電力を使わない——消費量が少ない設備になっているはずなのに、何でケーブルサイズが100平方ミリメートルから150平方ミリメートルに替える必要があるのかなと思っていました。昔のスコアボードは、私がちょっと覚えていることは多分普通の球だったので、今のやつがLEDになっているか分からないけれども、これを100平方ミリメートルから150平方ミリメートルに変更するという必要性について私はよく分からないけれども、分かったら説明して。これは専門的だと思うので、もしあれなら、後でちゃんと聞きますので。分かった範囲で。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 答えられる範囲で。一般的に電流のケーブルについては、太いほど多く電流を運べるというようになっていまして、当初は100平方ミリメートルでいいだろうということだったんですけれども、それをやろうとしたところ、その電圧を運ぶ許容範囲というのがありまして、それが100平方ミリメートルの口径だと低くなり過ぎる。必要な電流が運べないということが判明したので、多くの電流を運ぶことができる太さのある150平方ミリメートルのものに、今回、替えなければならないということでもあります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 スコアボードの消費電力が100平方ミリメートルでは間に合わないということはやっぱり最初から分かると思うんだけど、スコアボードをつけるときに消費電力量がどれぐらいかかるか、じゃあ、今あるケーブルが何平方ミリメートルで、電力量がどれぐらい必要だから、ケーブルはどのぐらい必要だという設計時点に分かると思うんだけど、ここについては後ほど。今の説明で大体分かりましたので、あと細かいことは後ほど聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について「(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業)」について報告を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和3年第1回青森市議会定例会におきまして御議決をいただきました(仮称)

青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業につきまして、契約金額の変更が必要となる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により変更契約を締結しようとするものであります。

配付資料のほうをお願いいたします。

本事業は、設計、建設に加えて、15年間の維持管理・運營業務を一体とした事業契約を締結しており、当初契約からこれまで、建設工事に係る資材などの物価高騰に伴う影響等により、令和5年2月、令和6年3月及び令和7年1月の計3回、専決処分による増額の変更契約を行っております。

「2 変更内容」についてであります。 (仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業契約書における物価変動に基づく改定につきましては、維持管理・運営費、修繕・更新費、及び光熱水費の費用について、これら業務ごとに国が定め、公表しております指標を用い、各業務にかかる費用として反映させることと定めております。

このたび、各業務の費用について、前回改定時、つまり今回は令和5年度から令和6年度までの指標の変動率についてになりますが、維持管理・運営費と修繕・更新費がともに3.84%、光熱水費が7.78%と、いずれも3%以上の変動が認められましたことから、事業契約書に基づき、物価変動による契約金額の増額変更を行おうとするものであります。

次に、「3 契約金額」につきましてであります。現在の契約金額116億2326万2879円に対しまして、変更予定後の金額が117億4633万6126円となり、増額分は1億2307万3247円となるものであります。

なお、当初の契約金額107億7406万3520円と比べますと、増額分は9億7227万2606円、率にしまして9.02%の増額となるものであります。

変更契約の内容につきましては以上のおりとなりますが、本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますので、市長の専決処分により手続を進める予定としております。

説明は以上でございます。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見等がありますか。藤田委員。

**○藤田誠委員** すいません。ひねくれておりまして、3%を超えれば増額できると。通常はどこでもそうだけれども、光熱費ですので上がればと。じゃ、ここではアリーナがどんどん光熱費をばんばん使って3%を超えるように、超えるだけ無駄な使い方をしていても増額というふうにせざるを得ないという契約内容でよろしいか。3%、皆さんは委託料の中でできるだけ光熱費を減らそうと努力をするわけだけれども、ここはどんどん使えば、3%を超えれば補正してもらえる。そういう契約内容になっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 契約の内容で申し上げますと、事業の契約書の中には、先ほど説明したように、これらの運営に係る経費については、まず、維持管理・運営費、修繕等に関しては、厚生労働省で公表している賃金指数となります。

お尋ねのあった光熱費については、総務省が発表している消費者物価指数を用いて、対象年度とそれぞれ比較したものの変動率で3%を超えれば、言い方は乱暴ですがけれども、事業契約書上は、機械的と言うか無条件で変更契約することになります。これが実態として光熱費がさらに上がろうと、下回ろうと、契約上はそういう形の契約になっております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 アリーナ及びセントラルパークに関して、市として、光熱水費及びこういう経費の無駄遣いをしているかしていないかの査察というか、していらっしゃるのかどうか、お伺いしたいんですが。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 無駄遣いしているかしていないかということに対して、我々のほうでは毎年度、年4回のモニタリング調査をしております。その際において、その経費も含めまして適切に運営されているのかということも確認しております。ちなみになんですけれども、令和6年度の光熱費だけでいくと、我々が示したこの基準額は向こうが出してきた提案額に対しての額よりは相当な——要は数千万円の赤字です。光熱費に関しては実際のところそうっておりますので、無駄遣い云々かんぬんということは、我々においてはモニタリング調査を通して、そういうようなことはしていないというようには認識をしております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。市民の皆さんがきちっと適正に使えるような環境整備で、かかるものはかかるし、電気代は上がっている、水道代は上がっている——水道代は上がっていないか。電気代は上がっている、光熱費は上がっているのは承知しておりますので、できるだけ市民の皆さんが快適に使えるような環境に努めていただくお願いをして終わります。ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 契約とは関係ないんですけれども、フィットネスの部分の一時休業だとか照明器具の故障だとか雨漏りだとかが去年の7月の大雨のときに1回あって、今年の正月1月2日にも雨漏りしていて、利用者さんが利用できないということがあって、1月3日に、レディース部分のところを一部再開したんですけども、フリーウエイトのところとかも使えなくなったりとかして、ちょっとそういう部分で市民に大きな迷惑をかけていることがあるんですけれども、その辺、去年の7月からの大雨で、雨漏りのところ改善されたのかなと思っていただけたんですけども、またそういうことがあって、どういうふうに対応しているのかなというのをちょっ

とお聞かせください。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 私、そこまで実は承知しておりませんでしたけれども、今回、この話を受けて、市の施設ではないものの、それに関しては管理している事業者さんに確認の上、対応のほうをお願いしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市の施設ではないものというものの、くっついている施設なので、多くの市民が利用しているし。この修繕費は入っていないということなんですか。フィットネス部分の修繕費は事業者側が持つことになっている、市の税金は入っていないという理解でいいですか。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 そのとおりの理解でよろしいです。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。頻繁にあるので、ちょっとその辺、きちんと注視していただければと思います。以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市営共同牧野及び青森市八甲田憩いの牧場の管理体制について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 「青森市営共同牧野及び青森市八甲田憩いの牧場の管理体制について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

青森市営共同牧野及び青森市八甲田憩いの牧場の指定管理者につきましては、施設管理等を効率よく行えるよう、これら2つの施設をグルーピングし、令和7年8月に募集を行いました。現地説明会への参加事業者は1者あったものの、その後、問い合わせがなく、応募もありませんでした。

また、現在の指定管理者の意見やこれまでの決算等の状況を踏まえまして、人件費など指定管理料基準額を見直した上で、同年10月に再公募しましたが、応募はありませんでした。

これらの結果を受けまして、当該施設の利用に影響が生じないよう、令和8年度から市直営と管理業務委託の組合せにより施設管理・運営する方向で、管理体制の見直しや関連予算などについて、関係部局と協議をしているところであります。

続いて、資料の「2 令和8年度以降の管理体制」についてであります。次年度からは、当該施設の使用許可や使用料の徴収、維持修繕等に係る業務は、施設を所管いたします当部の農業振興センターが行います。また、施設管理など委託可能な業務につきましては、施設ごとに外部へ委託したいと考えております。

続いて、資料の「3 令和8年度以降の施設運営」であります。市営共同牧野については、放牧実施期間をこれまで同様、規則で定める5月上旬から11月中旬までを基本に天候などを考慮し定めてまいります。

八甲田憩いの牧場につきましては、施設の利用期間及び時間をこれまで同様、規則で定める利用期間等を基本に、詳細な日程を定めてまいります。なお、レストハウスは、レストランを休業し、来場者の休憩・飲食スペースとして利用することとしております。また、パターゴルフ場につきましては、人工芝の劣化が著しいため、利用を休止したいと考えております。

最後に、資料の「4 周知について」であります。市民など施設利用者の方々には、市ホームページへの掲載や施設内への掲示によりお知らせするほか、市営共同牧野の利用者には個別に通知するなど周知してまいります。

説明は以上でございます。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○小倉尚裕委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果について」報告を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 「令和7年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果について」御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

調査結果につきましては、去る12月22日に公表され、本調査の目的、調査主体、調査期間等につきましては、「2 調査目的等」に記載のとおりとなっております。

「3 陸奥湾全体の状況」につきましては、(1)で成育状況、(2)で保有枚数、(3)で陸奥湾全体の概況をお示ししております。

初めに、「(1)成育状況」のうち、へい死率につきましては、新貝で93.3%、稚貝で80.4%と平年を大幅に上回っております。また、ホタテガイの成長を示す殻長、全重量、軟体部重量は平年を下回っております。

次に、「(2)保有枚数」であります。令和8年に親貝となる新貝——令和6年産貝であります。また成貝——令和5年産貝、この2つにつきましては合計で677万枚となっており、安定採苗の目安とされている枚数の4.8%、稚貝——令和7年産貝につきましては3億193万枚となっており、過去10年平均の21.2%に留まっております。

「(3)概況」につきましては、ただいま御説明した内容を記載しております。2ページ目を御覧ください。

「(4)高水温の影響等」につきましては、令和7年は、異常高水温の影響により大量へい死が起こった平成22年、令和5年、令和6年との比較で、新貝及び未分散稚貝のへい死率は、いずれの年も上回り、昭和60年以降最も高かったほか、新貝の

軟体部重量及び未分散稚貝の全重量はいずれの年も下回り、昭和 60 年以降最も低くなっております。このような大量へい死と成長不良の要因は、令和 7 年の高水温期間が過去最長であったことが挙げられております。

次に、「4 青森市の状況」についてであります、「(1)へい死率」は、新貝——令和 6 年産貝では、青森市漁業協同組合が 94.9%、後潟漁業協同組合が 95.3%、未分散稚貝——令和 7 年産貝では、青森市漁業協同組合が 98.1%、後潟漁業協同組合が 95.5%となっており、いずれも令和 5 年及び令和 6 年と比較して上回っております。下段に地区別へい死率をお示ししていますが、各地区とも令和 6 年との比較ではへい死率は上回っております。

3 ページ目を御覧ください。

「(2) 保有枚数」であります、新貝及び成貝では、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合の合計で 20 万枚となっており、令和 6 年調査との比較では 313 万枚減少しております。また、稚貝につきましては、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合の合計で 5359 万枚となっております。令和 6 年調査との比較で 1 億 32 万枚減少しております。

「5 今後の指導内容」につきましては、このような状況を踏まえまして、陸奥湾全体として取り組む必要がある内容をお示ししております。1 つ目としては、親貝となる成貝及び新貝の保有枚数が、目安となります枚数を大きく下回っておりますので、産卵前の出荷は控え、今後も継続してより一層の親貝確保に努めること、また 2 つ目としては、新貝、稚貝ともに冬季波浪等のへい死を防ぐため、適切な玉つけにより養殖施設の安定化に努めることについて指導を行っているところであります。

以上、令和 7 年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果となります。

今後の状況につきましては、引き続き当常任委員会におきまして随時報告させていただきます。

報告事項は以上でございます。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見等はありませんか。

〔澁谷洋子副委員長「なし」と呼ぶ〕

**○小倉尚裕委員長** 副委員長。副委員長は正副委員長レクを受けているんで、なしとかいう発言はすべきではないです。

〔藤田誠委員「柿崎委員、何かありますか」と呼ぶ〕

**○小倉尚裕委員長** 柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** 稚貝の保有枚数が平成 27 年から令和 6 年の 10 年平均で見ていると 3 万 389 万枚。少なくなっています、3 ページ目のところなんですけれども。去年も春に、稚貝が少なくてラーバが捕れないというふうな話もあったんですけれども、開けてみると、青森地区のほうは意外とラーバがよくついていて、私が見に行ったところは、タマネギの袋には入っていたし、そのほか、パールネットのほうにも

ラーバがすごくくっついていて、すごく皆さん喜んでいたんです、今年はいいなと。ほかの地域に頼んでいた人たちもかなりいたんですけれども、それもそれでかなり量があるからというので、夏の高水温でだんだん死んでいって、秋になったらこういうふうな状況だったということだったんですけれども、今年もこれから高水温というのは、気候も変わってきていますので、令和8年度もどうなるか分からないというのがあると思います。昨日の新聞とか報道によりますと、ほかから——北海道から移入してくるようなことが書かれていました。これというのは、今まで持ってくるなということがありました。けれども、むつ湾漁業振興会が決めたと新聞にあったんですけれども、そのむつ湾漁業振興会というのはどういう組織になるものなんですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 陸奥湾沿岸の漁業協同組合が中心となって組織している団体であります。あと、県漁連とか関係団体も関わっております。それで陸奥湾内における各種漁業の取決め、ルール、方針などを各漁協が中心となって協議・検討している団体ということであります。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 そうすれば、今まで反対とか賛成という話がいろいろあって、まとまっていなかったのが、その振興会のほうで移入をするというところまで一歩進んだということによろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 選択肢として湾外からの移入も考えなければいけない。ただ、それに当たって、各漁協がそれぞれの都合でいろいろ持ってくるのではなくて、やっぱり陸奥湾内の資源を守るためにも一定のルールを各漁協が定めた上で、そのルールに基づいて移入するという環境を整備しなければいけないということで、今、議論が進められているという状況だと認識しております。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 北海道と言ってもかなり広いので、養殖しているところを見ると、日本海があったりオホーツク海があったり、それから太平洋とかあって、いろんな地域で、青森の陸奥湾よりかなりすごい量のことをやっていると思うし、稚貝だけを専門にやっているところもあるというふうに伺っていたし、青森のタマネギの袋はこのぐらいですけれども、何かすごく長いのに、やっているのをなんか見たことあったんです。

話は変わって、昔、それこそ北海道が駄目なときというのは、青森の陸奥湾のほうに稚貝を持っていく——移入するということが何回かあって、それは多分今の統計を取る前なのかも分からないですけれども、そういうのを昔はやっていたし、北海道の貝毒というのは広くあるので、麻痺性貝毒というのだけじゃなくて、陸奥湾と同じ貝毒もある可能性もあるので、そこら辺もいろいろ勉強しながら、その安全

なところから持ってくるというふうなことなんですよね。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 まだ具体のルールは今整理中ということですがけれども、候補と言いますか、検討の素材になっているのは、そういう貝毒が発生していない海域からの貝を移入するなど、陸奥湾への影響がないように、どんなルールを決めていくかというのがまだ整理中ということで認識しております。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 話が違って、前回、西市長、宮下知事とか、あと陸奥湾のホタテガイに関係する市町村長と一緒に水産庁に行って、カキと同じようなパッケージをやってほしいというふうな要望を出しに行ったと思います。そのとき、青森県選出の国会議員の方も皆さん行っていたんですけども、そっちのほうの見通しというのもちょっと分からないかもしれないですけども、カキの場合はすぐ出たんです、パッケージというのが。青森はもう3年も苦しんできたので、どういふものか、ちょっと私も心配なんですけれども、どういふものでしょうか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 さきに国のほうに行って国の支援をお願いしてきました。その中には、今、柿崎委員からお話があったカキの支援パッケージ同等の支援をお願いしたいというお話、それから調査研究をお願いしたいという話など行ってきたところであります。そのカキのパッケージにつきましては、支援策を見ますと、カキだけではなくて、カキ以外であっても、いろんな海洋資源、漁協で使える事業が組み立てられておまして、ある程度はそういったパッケージを使いながら——青森市の陸奥湾でも使える事業もあるので、ぜひこういう事業を活用したいというものがあれば、積極的に御相談してくださいというようなお話もいただいております。また調査研究に関しては、やっぱり地元の海は地元の調査機関がよく知っているよねということで、県が持っております試験場での役割、また国として持っている全部の海域、日本全体どうなっているんだというような知見からの調査。そういった全国レベルと地域レベルがお互い連携していくことが大事だというようなお話をいただきながら、国としてもしっかり支援していきたいというようなお話をいただいたところであります。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 陸奥湾のホタテガイというのは青森市の産業でもありますし、青森県の産業でもありますので、かなり不安を抱えてきていると思うんですけども、いろいろ移入も認められるような形になってきたので、少しずつ安堵感は持っていると思うんですけども、今後、当市のほうでもいろいろ漁業者の話などを聞いて、失望につながらないというか、これからもホタテ漁業をやっていく、若い漁師さんたちもホタテ漁業をやっていくというふうに努めていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今お話を聞いていて、陸奥湾の漁協の皆さんといろいろお話をしているようですけれども、青森市として、今後——これ事前審査になったら、委員長、ちょっと止めてください——国に要請した結果を踏まえて、どういうふうな方向でいくお考えなのか——これ事前審査かもしれないですね——ちょっとお考えだけを。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和4年の採苗不振、令和5年、6年の高水温被害ということで、随時、市も漁業者と一緒に漁業をどうやって継続していくかというような取組を行ってきたところです。

令和7年の高水温被害に関しては、今回の調査結果を踏まえて、さきの議会で、漁業者支援としての事業、さらには、物価高騰対策としての支援、ホタテ漁業者に対しては高水温被害に対する支援と物価高騰の支援ということで、まずは支援策の補正予算を組ませていただきました。さらには、保有枚数が少ないということで、親貝の確保対策——ホタテガイ母貝確保対策事業についても、さきの補正予算で御支援を決定させていただきました。

さらに言えば、今後見込まれる漁業者への融資、これの利子補給についても12月議会で御議決をいただいております、市としても、まずは今回の調査結果を受けて支援策を講じたところです。

さらには、漁協系金融機関で生活資金の貸付けを行っておりますけれども、この貸付枠の拡大につきましても、漁業協同組合からの支援要請を受けまして、枠の拡大に向けた環境整備を整えているところであります。

まずは、調査結果を踏まえて、ここまで支援策を打ってきたというところでありますので、今、柿崎委員からもお話ありましたように、今後は新たな手法として移入していけるんじゃないかとか、新たな取組も漁業者主体で行われておりますので、そういった取組を見ながら、市としてどういったことができるのかというのについては頑張っていきたいなというふうに思っております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。水産振興センターも含めて、ちゃんと活用して、先に見える漁業に力を添えてください。ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立夜間中学の校名募集について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 「青森市立夜間中学の校名募集について」御説明いたします。

本市の公立夜間中学の設置につきましては、青森市公立夜間中学設置基本方針に

基づき、令和9年4月の開校を目指すこと、青森市立古川小学校内に設置すること、また、今年度中に校名の募集を行うこととしております。

資料を御覧ください。

「1 校名決定の観点」につきましては、どなたにも分かりやすく、言いやすく、覚えやすい校名であること、夜間中学で学ぶ生徒や地域の方から親しまれ愛される校名であること、青森市公立夜間中学設置基本方針にふさわしい校名であることといたします。

「2 校名の条件」につきましては、青森市立〇〇中学校とし、この〇〇に入る表記は、漢字、平仮名、片仮名のいずれか、もしくはこれらの組合せも可能といたします。

漢字は常用漢字を使用し、難しい、間違いやすい漢字は使用しないことといたします。

また、夜間という言葉は使用しないことといたします。

「3 応募期間」につきましては、令和8年2月1日から28日までの1か月間といたします。

「4 応募資格」につきましては、青森市内に在住、または市内の学校・事業所等に在学・在勤の個人の方といたします。

「5 応募方法」につきましては、通常、市がパブリックコメントを実施する際の方法に準じておりますが、さらに、応募用紙の設置場所につきましては、教育委員会が所管する青森市教育研修センター、市民図書館を加え、合計で27か所とし、市のホームページのほか、広報あおもり2月号へ掲載することとしております。

「6 記載内容」につきましては、夜間中学の校名案とその振り仮名、その名前にした理由、考えや思いなど、応募者の氏名、住所、連絡先といたします。

「7 校名の決定方法」につきましては、応募された校名案から教育委員会事務局で3点程度に選定し、令和8年3月に開催予定の教育委員会定例会に提案することとしております。校名の決定後は、令和8年中に青森市立中学校条例の一部を改正する条例案を議会に御提案させていただくこととしております。

2ページ目を御覧ください。

「8 校名案の著作権」につきましては、応募された校名案の著作権、知的財産権及びその他一切の権利が、青森市教育委員会に帰属することとしております。

「9 結果の公表」につきましては、青森市のホームページにより周知いたします。なお、決定した校名案を応募された方への御連絡・謝礼等はないことといたします。

報告は以上でございます。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告について御質疑・御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○小倉尚裕委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立造道小学校校舎改築工事及び青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）」について報告を求めます。教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和6年第2回市議会定例会において御議決をいただき進めております青森市立造道小学校の校舎改築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事の4件の工事と、令和7年第2回市議会定例会において御議決をいただき進めております青森市立西中学校屋外教育環境整備工事につきまして、契約金額の変更を余儀なくされる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により、それぞれ変更契約を締結しようとするものであります。

初めに、造道小学校の改築に係る4件の工事について、同じ内容となっておりますことから、まとめて御説明いたします。

資料1を御覧ください。

改築工事についてです。

「2 変更内容」につきましては、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国においては、令和7年2月28日以前に契約を締結し、残工期が2か月以上ある工事請負契約について、インフレスライド条項を適用し、新労務単価に基づく請負代金額に変更する対応を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に周知していたところではありますが、このたび契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

なお、インフレスライド条項等の適用につきましては、資料右側に記載のとおりとなっております。

「3 変更予定額」を御覧ください。①が当初の契約、②が令和6年度に実施した特例措置による変更金額、③が資料右側下段のインフレスライド条項の適用後の金額となっております。②の27億6090万1000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が28億9058万円となり、増額分は1億2967万9000円、4.7%の増額となるものであります。

次に、資料2を御覧ください。

電気設備工事についてです。

「2 変更内容」につきましては、改築工事と同じとなっております。

「3 変更予定額」を御覧ください。こちらにつきましても、②の4億705万5000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が4億3239万9000円となり、増額分は2534万4000円、6.23%の増額となるものであります。

次に、資料3を御覧ください。

空調設備工事についてです。

「2 変更内容」につきましては、同じとなっております。

「3 変更予定額」を御覧ください。こちらにつきましても、②の3億130万1000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が3億2367万5000円となり、増額分は2237万4000円、7.43%の増額となるものであります。

次に、資料4を御覧ください。

給排水衛生設備工事についてです。

「2 変更内容」につきましては、同じとなっております。

「3 変更予定額」を御覧ください。こちらにつきましても、②の2億380万8000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が2億1503万9000円となり、増額分は1123万1000円、5.51%の増額となるものであります。

次に、西中学校について御説明します。

資料5を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に対し、周知していたところではありますが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

なお、特例措置につきましては、資料右側に記載のとおりとなっております。

また、グラウンド整備に当たり、旧校舎における排水設備の撤去を予定していたところ、地中から想定以上の汚水・雨水ます等のコンクリート殻が確認されたため、その処分にかかる増工が必要となったところであります。

これにつきましては、工事請負契約標準約款第18条第1項第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項の規定に基づき、請負代金の変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」を御覧ください。①の当初契約金額2億1133万612円に対し、②の変更契約金額が2億1452万2000円となり、増額分は319万1388円、1.51%の増額となるものであります。

変更契約の内容は以上のとおりとなりますが、これら5件の変更契約につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、本規定に基づき専決処分により手続を進めることとし、本年1月中に変更契約を締結する予定としております。

また、本案件につきましては、契約事務を所管する総務部におきましても、本日開催の総務企画常任委員協議会で報告することとしております。

報告は以上でございます。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告について御質疑・御意見等はありませんか。木下委員。

**○木下靖委員** 西中学校の旧校舎における排水設備の撤去に関して、地中から想定以上の汚水・雨水ます等のコンクリート殻が確認されたためとあるんですが、これは本契約において、そもそもどの程度のコンクリート殻が出てくるかという想定される量とか額とか、これは記載されているものなんですか。

**○小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 担当の都市整備部のほうから。

**○小倉尚裕委員長** 道路建設課主幹。

**○池野泰史道路建設課主幹** 道路建設課池野です。基本設計等には想定として計上しているところですが、今現在、具体的な数字がないため、改めて御説明させていただきます。

**○小倉尚裕委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** その際に、何を根拠にそういう想定がされたのかという説明もお願いします。

**○小倉尚裕委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** これからの学校の建て替えにちょっと注意してもらいたい話として、西中学校の今の建て替え前の校舎を整備したのは多分昭和 50 年代だと思います。当時の昭和 50 年代、校庭を整備した業者が間違いなくもう穴を掘って埋めておけというのだと思います。そういう意味では時効が成立する可能性もあるので何とも言えませんが、こうしたことをきちっと踏まえて、やっぱり注意する。注意しておかないと、これから市の監督がいないときに、ちょっと穴を掘って埋めておくかと。今だといろんな人の目があるから、今回の西中学校の改修工事では多分穴を掘ってコンクリート殻を埋めていないだろうけれども、私は、きちっとこれは調べて注意しておく必要があると思います。これからまた次の段階で、新しい学校の工事のときには、音波探知機でもいいから、あらかじめ地中を調査すべきだと提言を申し上げて終わります。

**○小倉尚裕委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○小倉尚裕委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「第 2 回棟方志功記念館建物利活用意見聴取会議について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 「第 2 回棟方志功記念館建物利活用意見聴取会議について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 会議概要」ですが、去る昨年12月26日14時からリンクモア平安閣市民ホール1階会議室（1）において、第2回目の会議を開催しております。

案件といたしましては、棟方志功記念館の利活用イメージについて説明し、関係する識者等から成る委員の皆様から、御意見をいただきました。会議の出席者等につきましては、資料に記載のとおりです。

「2 委員からの御意見概要」につきましては、本会議の開催前に委員の皆様へ配付させていただいた資料に基づき御説明したところ、実際の作品を展示するというのであれば、設備に関しては、作品の保存やセキュリティ、室温の管理などの環境づくりをある程度しっかりやるのが前提になる、最近、教育版画が注目されており、全国各地で展覧会が開催されている、青森市の持っている教育版画の資料がなかなか一般で紹介されていないので、きちんと調査した上で、展示してはどうか、新しいものと古いものが混ざった展示室になることを危惧している、予算次第だと思うが、全部きれいにして、スペースを自由に使えるようにしてもらいたい、庭園については、旧市民図書館側にある石庭も含め、庭全体の見せ方や整備の行い方を検討したほうがよい、前回提出した意見が反映されており、利活用イメージについて異論はない、予算も限られるので、優先順位の下で整備して欲しい、新しい施設はとて魅力があり、小学生から中学生まで、校外学習でも活用できるのではないかと思う、学校の先生が子どもたちを連れて行ったときに、各学年でどこを見ればよいのかなどのガイドが必要だと考える、彫刻刀を使う小学3年生から施設で充実した体験ができれば、もしかしたら画伯より有名な版画家が生まれるかもしれないので、ぜひ進めてほしいなどの御意見をいただきました。

「3 第3回会議」につきましては、1月19日——今週の月曜日に開催しております。当日は、第2回の会議でいただいた御意見を反映させ、棟方志功記念館建物利活用方針案を説明し、御意見をいただきました。当該方針案につきまして了承をいただいたところであり、詳細につきましては、2月に開催予定の文教経済常任委員協議会で報告する予定としております。

報告は以上でございます。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○小倉尚裕委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「不登校等特認校の拡充について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○武井秀雄教育委員会事務局教育部長** 「不登校等特認校の拡充について」御説明申し上げます。

配付資料1を御覧ください。

不登校等特認校につきましては、あおもりしCOCOLOプランに基づき、令和

7年4月より、油川小学校・油川中学校、新城中央小学校・新城中学校、堤小学校・浦町中学校の計6校を指定し、市内全域から不登校児童・生徒の入学・転入学を柔軟に受け入れているところであります。

また、これら6校の校内教育支援センターにおきましては、個別のプログラムの作成、スクールカウンセラーによるカウンセリングと養護教諭による健康相談、未来創造学習による各種体験活動等による支援を行うなど、児童・生徒一人一人が自己実現を果たせるよう、青森市教育支援センター適応指導教室フレンドリールーム「あおいもり」とも連携しながら進めてまいりました。

不登校等特認校の現状といたしましては、令和7年12月末時点で、小学生14名、中学生12名、計26名が入学・転入学し、各学校において居場所をつくっていること、令和7年11月と12月に浦町中学校で先行実施した給食体験会に、小学生13名、中学生6名、保護者17名、計36名が参加したところであり、令和8年1月から全ての不登校等特認校において実施する予定になっていること、不登校等により在籍する学校の修学旅行に参加できなかった児童・生徒を対象とした修学旅行を実施することとしていることなどとなっております。

さらにこのたび、東部地区への新規指定の要望があり、市内全域における不登校児童・生徒への支援体制をさらに強化するため、これまでの6校に加え、新たに造道小学校及び造道中学校を不登校等特認校として指定し、計8校体制とすることといたしました。

なお、造道小学校及び造道中学校については、令和8年4月より運用を開始いたします。

教育委員会といたしましては、自宅における1人1台端末を活用した個別のプログラムに基づく在宅学習の一層の充実を図ること、全小・中学校に開設した校内教育支援センターにおける支援の一層の充実を図ること、市内8校の小・中学校の不登校等特認校をモデル校として、その取組の成果と課題を検証していくこと、青森市教育支援センター適応指導教室フレンドリールーム「あおいもり」と各学校との連携、交流の一層の推進を図ること、不登校児童・生徒の保護者の会、通称みちくさの会と連携し、教育相談会等の取組の充実を図ることなどにより、引き続き、多様な学びの保障の場として、学びたいと思ったときに学べる環境を整備するとともに、保護者、児童・生徒の心情に寄り添い、誰一人取り残されない学びの保障に向けて各学校と連携し、夢と志を持ち未来を開く児童・生徒の育成を目指してまいります。

なお、配付資料2といたしまして、保護者配付用チラシを参考までに添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上となります。

**○小倉尚裕委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見等ありませんか。相馬委員。

**○相馬純子委員** 特認校の拡充ということで、給食も全ての特認校で実施するって大変すばらしいな、子どもたちの居場所が広がるなといううれしい報告だなと思って伺っていました。

質疑が何点かあるんですけども、「2 不登校等特認校の現状」の3つ目の修学旅行ですけども、この在籍する学校の修学旅行に参加できなかった子どもたちを対象とした修学旅行というのは、例えば特認校いろいろありますけれども、その子どもたちが在籍学校で行けなかった場合、集めて修学旅行に行くというイメージでいいのかどうかということと、それから「4 今後における教育委員会の取組」の(5)の保護者の会——みちくさの会とあるんですけども、これは市内の全ての不登校児童・生徒の保護者の会なのか、いつからこの会があるのか。名称については今初めて聞いたので教えてください。あと、2枚目の保護者へのお知らせですけども、もう渡っているという話を聞いたんですけども、これはもう保護者に配付済みなのかということについて伺います。

**○小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

**○武井秀雄教育委員会事務局教育部長** まず、修学旅行につきましては、先ほど相馬委員からもありましたとおり、在籍校の修学旅行に行けなかった子どもたちを対象として、10月に、まず修学旅行実施に当たってアンケートを実施しております。アンケート内容としては、日程であるとか、行き先であるとか、あとはやってみたいこと、不安に思うこと等踏まえアンケートを実施し、それに基づいて、旅行計画をこちらで立てて、保護者、児童・生徒を対象に説明会を実施したところであります。

まず、これはよろしいでしょうか。

[相馬純子委員「それを踏まえてこれから行くということでしょうか」と呼ぶ]

**○武井秀雄教育委員会事務局教育部長** そうです。2のみちくさの会につきましては、不登校児童・生徒を対象に教育相談会というのを実施しております、それに参加していた保護者の方々が、実際に今度は自分たちが運営にも協力するという形で、これは、令和5年——私の記憶では5年だと思うんですが——頃から行っているものであります。

最後、2枚目のもう配付しているというこちらの資料につきましては、令和8年1月9日付で周知しております。

以上であります。

**○小倉尚裕委員長** 相馬委員。

**○相馬純子委員** 特認校が拡充されるというのは、私はこの場で、この資料で分かったんです。皆さん、もっと前に分かっていたのかしら。その前に保護者に渡っているというのが順番としてどうなのかなというのがちょっと疑問でしたので聞いたんですけども、どんなもんなんでしょう。順番としてはやっぱり教育委員会から議員に本常任委員会で提案があって、いいんじゃないということになって配付と

というのが順番かなと個人的には思います。

あと、修学旅行に関しては、できるだけ行けるような形でやっていただきたいなと思うんですけども、運営というか実際に実施するに当たっては、引率者は誰になるのかとか、そういう様々な課題が出てくると思うので、子ども同士の関係性というのもあると思うので、御丁寧に慎重になさると思うんですけども、子どもたちのいい思い出になるようにお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

**○小倉尚裕委員長** ほかに発言はありませんか。柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** 相馬委員と同じように修学旅行の件なんですけれども、やっぱり小学校・中学校時代に、いろいろ接点がなくとも、大人になったとき、修学旅行に行っていなかったというのが出てくる可能性もあると思うので、これに関してはぜひ——ちょっとまた私、昔話をするんですけども、私が中学校のとき、風疹というのがはやって、修学旅行に行けなかった子たち——女子生徒たちがいる。それで、症状が軽い子たちは隔離しながら連れて行ったということがありました。だから、もう今の話になると、大人になったとき、私は行けなかったとかというのが出てくる。だから、多分子どもたちも大人になると変わってくると思いますので、あのとき行けなかったのが残念だというのがないように、なるべく尽力して行かせてやっていただきたいと思います。

以上です。

**○小倉尚裕委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○小倉尚裕委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項はありませんか。市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** すみません。先ほど御報告申し上げました斎場の契約の変更について——スライド条項の適用のところでは。

ちょっと私の説明が分かりにくく、かつ、ちょっと一部に誤りがありましたので。藤田委員のほうから御質疑いただいた、いわゆる1割——10%を超えない範囲で、以内であれば、専決処分という言い方。仮にこれが繰り返されていった場合、それが累計として当初金額から10%を超えた場合どうなるかとなりますと、当初比で1割超えるというものが、地方自治法及び市の条例で規定している範囲を超えるというものになりますので、そうなった段階で議会の御承認、御議決が必要になるということになりますので、そちらを訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

**○小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 先ほど木下委員から御質疑があったコンクリート殻について、都市整備部のほうで回答しますのでよろしくお願いいたします。

**○小倉尚裕委員長** 道路建設課主幹。

○**池野泰史道路建設課主幹** 都市整備部道路建設課池野です。木下委員お尋ねの当初計上したコンクリート殻の想定数量ですが、こちらは 54 トンを見込んでいたところであります。続きまして、何を根拠にそれを計上したのかというところでありますが、こちらに関しましては、当時の旧校舎設計図面から数量を計上したものであります。設計図面よりも耐久性の高い仕様となっていたことが原因と推定される場所があります。

以上です。

○**小倉尚裕委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )